

## 令和3年度 第1回 長野県教科用図書選定審議会 議事録

- 1 日 時 令和3年4月16日(金)午後2時～午後4時30分
- 2 会 場 長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者 委員： 栗津原委員, 小池委員, 小林委員, 中村委員, 西澤委員, 赤羽委員,  
小池委員, 菅沼委員, 両角委員, 石坂委員, 黒岩委員, 松澤委員,  
田仲委員, 水口委員  
幹事： 今井教育次長, 曾根原学びの改革支援課長 他

### 4 内 容

#### (1) 教育委員会からの諮問について

(教育次長から水口会長へ諮問書手交)

##### 【水口会長】

それでは、議事に入る前に確認をしたいと思います。以後の議事の公開、非公開について、事務局で何かお考えはございますか。

##### 【事務局】

文部科学省通知「教科書採択の公正確保の徹底等について」では、静謐な審議環境の確保が言われております。教科書の選定にあたって、出版社等から不当な宣伝行為並びに選定審議会委員への働き掛けを防ぎ、静謐な審議を行うために会議は非公開で開催することとし、会議の概要については、採択期間が終了する8月31日以降にホームページ等で公開させていただきたいと思っております。以上です。

##### 【水口会長】

それでは、ただ今の事務局からの以後の議事については、8月31日までは非公開という提案について、ご意見はありますか。

それでは、以後の議事につきましては、8月31日までは非公開といたしますので、ご了解ください。本日扱う資料の取扱いにご配慮いただきますよう、お願いいたします。

#### (2) 関係法令、採択の概略の説明

##### 【水口会長】

次に教科用図書採択についての関係法令と採択の概略について、事務局より説明願います。

##### 【事務局】

「関係法令と教科書採択の概略」について説明させていただきます。教科書は、おおむね4年ごとの周期で検定が行われます。新学習指導要領に基づき、小学校については令和元年度、中学校については令和2年度に採択が行われ、今年度は教科書が使用される年となります。

一方、特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書についてですが、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登録されている教科書以外の教科用図書を採択することが出来るとされており、毎年採択することが出来ます。

今年度、教科用図書選定審議会では、この、特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書一般図書についての資料作成、審議を行っていただくこととなります。

では、1ページをご覧ください。ここには、教科書発行者が教科書を作ってから、採択を経

て、教科書が使用されるまでの大まかな流れを示しています。

2ページをご覧ください。県教育委員会で行う業務です。法律に基づき、市町村教育委員会に対する適切な指導・助言、また、教科用図書選定審議会の設置が義務付けられています。

全ての教科用図書を調査するためには、専門的な知識が必要となるため、県の教科用図書選定審議会では、「調査員」を任命し、調査研究を行い、その結果を審議して資料を作成し、答申します。県教育委員会では、その答申を受け、採択権者である市町村教育委員会や、県立の特別支援学校及び中学校へ資料を送付します。

2ページ下をご覧ください。次に、市町村教育委員会で行う業務です。市町村の区域を合わせた採択地区を設定し、そこで協議して教科ごとに同一の教科書を採択します。これも、法律で定められております。なお、長野県の採択地区は12地区あります。8ページをご覧ください。県から送られた資料を参考に採択を行っていただきます。

つづいて、「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科書の採択について」、ご説明します。資料9ページをご覧ください。学校教育法附則第9条の条文において、特別支援学校及び特別支援学級の教科書については、「児童・生徒の障がいの種類や程度等により検定教科書が使えない場合は、教科書として発行されたものでない一般に市販されている図書の中から、教科書の代わりに使えるものを選んで教科書として使ってよい」としています。このことから、附則9条図書と呼ばれています。

「採択の原則」についてですが、附則第9条図書の採択者は、当該学校の設置者である所管の教育委員会です。市町村教育委員会は、小・中学校、義務教育学校の特別支援学級で、特別の教育課程による場合において、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、他の適切な教科用図書を使用することを認めることができます。9ページ「1」の中程に書いてありますように、この場合も、市町村の教育委員会は、都道府県教育委員会の指導・助言・援助により、十分調査研究を行い、適切な教科書の採択に努めることが必要とされています。

次に、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の留意事項が記されています。文部科学省が示しているこの図はひとつの例でありまして、特別支援学級等においては小学校1年から中学3年までにおいて、同学年または学年より下の学年の検定教科書、そして特別支援学校用文部科学省著作教科書、さらに絵本等の一般図書の3種類から選択することができます。以上、「附則第9条図書」に係わる採択の概要を説明しました。

11ページをご覧ください。県立特別支援学校小・中学部の採択の流れについて説明いたします。ページの上から流れる矢印右側が、県立特別支援学校小・中学部及び、県立中学校用の教科書採択の流れとなっています。

ここでは、調査研究のための資料を各学校へ送付します。各学校では、校内の調査委員会に於いて検討し、採択希望意見表を県教育委員会に提出します。これを基に、審議会での審議を経て、県教育委員会が採択を行うこととなります。

資料の17ページからは、近年起きた「教科書発行者が検定申請中の本を教員等に閲覧させたという事案」等を受けて、文部科学省が教科書採択にあたり、公正の確保を徹底することを記した通知を載せてあります。今年度の採択においても、公正確保に努めてまいります。関係法令及び、採択の概略についての説明は以上です。

【水口会長】

ただ今の事務局からの説明にご質問がありましたら、お願いいたします。  
(質問なし)

### (3) 議 事

#### ①調査員の任命について

【水口会長】

調査員の任命について議題とします。事務局から説明願います。

【事務局】

一般図書の調査員につきましては、教頭1名、教諭1名、指導主事1名としております。これらの調査員につきましては、特別支援教育に精通しておられる先生方を選定いたしました。これらの調査員に教科用図書を調査研究お願いし、資料を作成したいと考えますので、よろしくお願いいたします。

【水口会長】

調査員の任命について、ご意見はございますか。特にないようでしたら、これを基に県教育委員会が任命することを了承してよろしいでしょうか。

< 委員賛成 >

それでは、この案のように決まりました。

#### ②採択基準について

- ・特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書

【水口会長】

続いて「特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書」の採択基準について、事務局より案を説明してください。

【事務局】

特別支援学校及び特別支援学級用一般図書の採択基準について提案いたします。昨年度までと同様の採択基準を提案いたします。ご審議をお願いします。

【水口会長】

ただ今、説明のありました採択基準について、ご意見はありますか。ご意見だけではなくて、質問等がありましたらお願いいたします。

【小林委員】

特にありません。

【中村委員】

よろしいかと思います。

【水口会長】

それでは、採択基準について、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

< 委員賛成 >

円滑に進んでいるようなので、このまま休憩を取らずに進めます。

#### ③選定に必要な資料について

・特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として  
使用する一般図書

【事務局】

特別支援教育関係の一般図書の調査の観点について提案いたします。「特別支援学校小学部及び中学部並びに特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書の調査観点について(案)」をご覧ください。なお、調査を行う一般図書については一覧表をご覧ください。文部科学省が示した目録の中から毎年15冊程度を選択して調査研究をしております。今までに400冊以上の図書を調査してきております。本年度新しく目録に付け加わった図書及び、過去にさかのぼって本県で調査研究を行っていない図書から各教科選び出しております。調査員会では、これらの図書について調査をおこない、選定に必要な資料の案を作成し、審議会で提案したいと考えています。以上です。

【水口会長】

調査する図書について参照する時間を取ってもよろしいでしょうか。

【事務局】

会場に用意してあるものをご覧ください。

【水口会長】

具体的な書籍があるので手に取ってみたいと思います。

< 資料確認 >

それでは、今の選定に必要な資料について、ご意見や質問等はございますか。

【赤羽委員】

5番の図書について、備考に新規とあるがどんな経緯がありますか。

【事務局】

文部科学省から出ている一般図書一覧をもとに、その中に新しく加わったものを示しています。

【小池委員】

今までも調査してきた図書に、今年度15冊加えて調査するというだけでよいですか。

【事務局】

そのとおりです。

【小池委員】

12番の図書について、他の絵本等とは違い、黒と緑だけの色で写真もリアル感がなく内容も専門的である。特別支援が学級で使用する必要な本であるが、興味を持ってもらえるのか疑問に思います。

【事務局】

今まで調査を行っていないもの、各教科に渡って、ユニバーサルデザインの視点等の視点からも候補としています。

【曾根原課長】

低学年用のは結構ありますが、今回、中学生用のものも入ってきています。必ずその本から選ぶということではなく、今まで調査した本を含めて、最終的に選ぶのは各学校です。

【小池委員】

ありがとうございました。

【西澤委員】

中山間地の学校、人数が規定を満たさず、小学校の通常クラスで学ぶ子もいる。一般図書を使うことは可能でしょうか。

【事務局】

どこまで適用できるかについては確認します。

【小池委員】

附則9条図書について、一般図書を使っている率が高いのは長野県の特徴です。在籍の生徒が多いのは特徴、これは長野県の良さと感じています。多いから少なくしていけということではなく、一人一人の子供に丁寧に対応していく必要がある。全国の中で長野県がどんな位置にあるのか分かるとよいと思います。

【曾根原課長】

長野県は一般図書の採択が多いです。また、リスト以外の採択も多いです。他県の様子も踏まえ、よりよい資料をお示しできるようにしたい。

【水口会長】

それでは、調査する観点と教科用図書の選定に必要な資料について、この案でよろしいでしょうか。

< 委員賛成 >

分かりました。また、一般図書については、一覧表の本について、調査するというところでよろしいでしょうか。

< 委員賛成 >

それでは、今回審議した採択基準及び調査の観点を基に、一般図書を調査していただきます。調査員の作成した資料について、次回、審議いただくことになります。

以上で、本日の内容は終了するわけですが、全体を通して、お考え、ご要望等がございましたら、お出してください。

【石坂委員】

一般図書を教科書として使用していることを保護者としては知らなかった。そのあたりは、保護者には周知がないということは思いました。

【曾根原課長】

それぞれの学校でどのように周知していくのかということは任されています。伝えて参りたい。

【黒岩委員】

自分が何を求められているのかということを考えているところです。教育界に接することで分かることがある。このようなことを知ることだけでも価値があると感じています。

【松澤委員】

学ぶということは、その子の人生を作っていくことだと思います。子を持つ親として、勉強って楽しいと思えるような視点で教科書選びや一般図書選びをしていることについて周りにも伝えていきたい。

【水口会長】

これもちまして、本日の議事を終了させていただきます。司会の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。